

塩尻市犯罪被害者等支援基本計画

令和7年9月

塩 尻 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

第 2 章 犯罪被害者等の支援について

- 1 支援の目的と支援体制 2

第 3 章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

- 1 基本的な考え方 3
- 2 基本方針 3
- 3 市の責務と市民等の役割 4

第 4 章 犯罪被害者等支援に関する施策

- 1 支援体制の整備 5
- 2 相談及び情報の提供等 5
- 3 日常生活の支援 8
- 4 居住の安定 9
- 5 経済的負担の軽減 9
- 6 市民等及び事業者の理解の増進 10
- 7 民間支援団体に対する支援 10

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

誰もがある日突然、犯罪等に遭う可能性があります。犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族は、心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛など、様々な問題に苦しめられることになります。

犯罪被害者等が社会から取り残されることなく、受けた被害を早期に回復及び軽減し日常生活を再建できるよう犯罪被害者等に寄り添った支援を充実させ、社会全体で支えていくことが求められています。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法第5条において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。長野県では、令和4年4月に「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同条例に基づき「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

本市では、令和5年5月に、犯罪被害者ご遺族から、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出されたことを契機とし、令和5年9月に「塩尻市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

「塩尻市犯罪被害者等支援基本計画」は、条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する市の施策を実効的に推進していくことを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法及び条例に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 犯罪被害者等の支援について

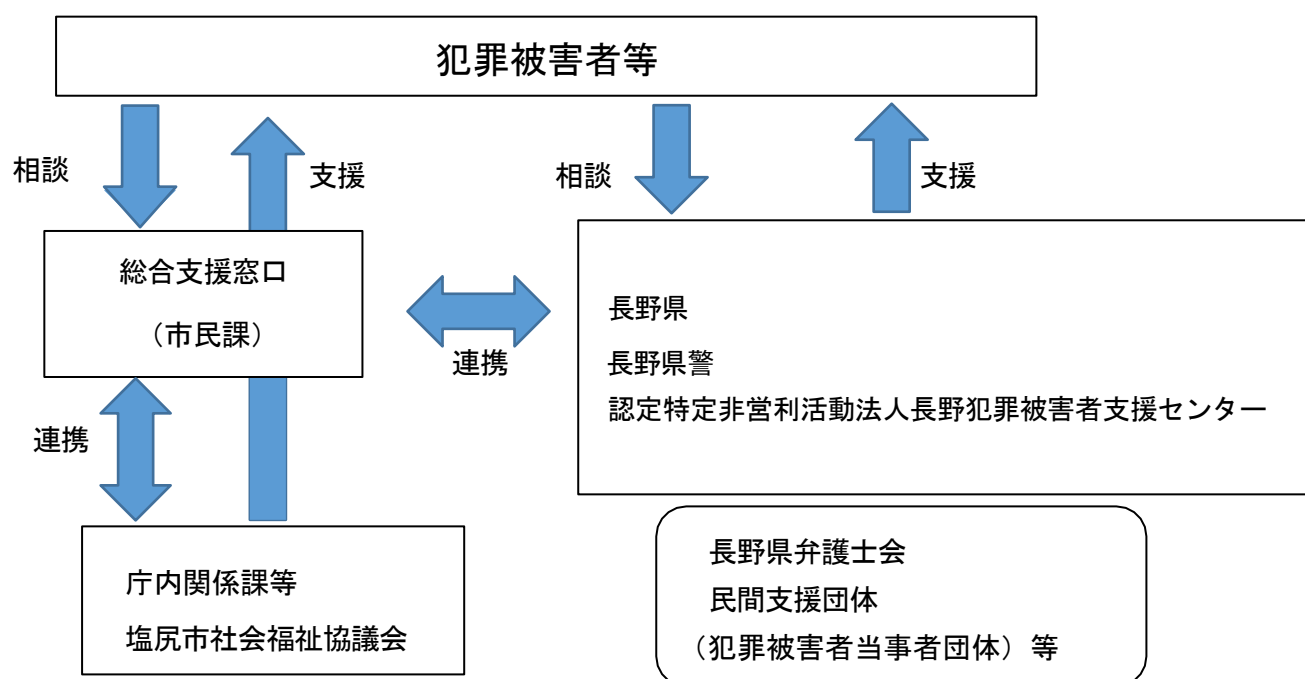
1 支援の目的と支援体制

犯罪被害者等支援の目的は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することであり、各種支援策を通じて、犯罪被害者等が受けた被害を回復及び軽減し、平穏な生活を一日も早く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状況は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心として関連する業務を行う関係各課との庁内連携を図るとともに、長野県、長野県警、認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター、塩尻市社会福祉協議会と連携し支援を実施します。

【支援体制のイメージ図】



第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

1 基本的な考え方（第1条関係）

犯罪被害者等支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復及び軽減、生活の再建と権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与します。

2 基本方針（第3条関係）

基本的な考え方に基づき施策に取り組むに当たり、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実の必要性、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民等が共有し、犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を形成することが必要です。

条例では、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定めており、犯罪被害者等の支援はこの基本理念に基づき行います。

（1） 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う

犯罪被害者等は、犯罪被害により、私たちが想像できないほどの精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮などを抱えて生活していかなければならないことがあります。それにも関わらず、犯罪被害者等は、被害の責任が犯罪被害者等自身にあるかのように見なされる、被害の実態を理解されないなど、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、当然に保障される基本的人権の保護を図り、個人の尊厳が重んぜられることを念頭に実施していく必要があります。

（2） 犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪後に置かれる状況等は、それぞれ異なります。犯罪被害者等への支援に当たっては、個々の犯罪被害者等の状況等を正確に把握し、具体的状況の差異を十分に踏まえた上で、適切に行う必要があります。

（3） 必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う

犯罪被害者等が置かれる状況は、時間の経過や環境の変化等により変容し、それに伴い必要とされる支援も変わっていきます。また、適用される制度や担当する機関が変わることも多くありますが、制度や担当機関のつなぎ目で、求められる支援の提供が滞ることがないよう十分配慮する必要があります。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が必要とする支援を必要な時に受けられるよう迅速かつ公正に実施していく必要があります。

（4） 二次被害や再被害の発生の防止について配慮して行う

犯罪被害者等は、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動、うわさや誹謗中傷等の二次被害や、同じ加害者から再被害に遭うといったことがあります。そのため、犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行う必要があります。

(5) 関係機関等による相互の連携と協力の下で行う

犯罪被害者等への支援は、必要な支援を必要な時に受けられるよう、関係機関同士の連携が不可欠です。

各関係機関が、それぞれの役割を担い、適切な支援を実施することができるよう、相互に連携、協力しながら施策を実施していく必要があります。

3 市の責務と市民等の責務（第4条・5条・6条関係）

犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安心して暮らせるよう、行政が主体的に支援に関する施策に取り組むことが重要です。また、市民等や事業者も犯罪被害者等支援の理解を深め、社会全体で協力して取り組んでいくことも重要です。条例では、市の責務と市民等の責務についてそれぞれ定めています。

(1) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施します。

(2) 市民等及び事業者の責務

市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。また、事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮し、必要な支援を行うよう努めるものとします。

第4章 犯罪被害者等支援に関する施策

1 支援体制の整備（第8条関係）

犯罪被害者等の被害を回復及び軽減し、日常生活を再建していくためには、犯罪被害者等が置かれる状況に応じた支援を必要な時に受けられるようにするための体制整備が必要です。犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

取組項目	内 容	担当課等
総合支援窓口の設置	犯罪被害者等に、被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置し、必要に応じて庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行います。	市民課

2 相談及び情報の提供等（第11条関係）

犯罪被害者等の様々な問題に対し、迅速な支援ができるよう相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

取組項目	内 容	担当課等
総合支援窓口の設置【再掲】	犯罪被害者等に、被害状況や相談内容に応じた支援を行うため総合支援窓口を設置し、必要に応じて庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行います。	市民課
犯罪被害者等支援の周知	広報紙や塩尻市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	市民課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV等被害者保護のため、住民票の写しや戸籍の附票の交付について、原則、本人以外には交付不可とします。	市民課
DV等被害者の国民健康保険の加入、資格確認書等の発行	DV等被害により住民票を異動できない被害者は、住民登録がなく、避難してきている住所地で国民健康保険に加入、資格確認書等の交付を受けることができます。	市民課
国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免	状況に応じた減免や納付方法などの相談に応じます。	市民課

遺族基礎年金の相談	厚生年金に加入したことがなく、国民年金のみに加入していた人が死亡した場合に、その死亡した人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子ども」に支給される遺族基礎年金の手続きを案内します。ただし、受給には保険料の納付要件を満たしている必要があります。	市民課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	第三者の行為によって怪我や病気をした場合に受けられる国保・後期高齢者医療制度の説明と手続きを行います。	市民課
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談に対応します。	塩尻市消費生活センター (市民課内)
市税等の納税相談	状況等を伺い、納税方法等の相談に応じます。	債権管理課
全世代対応型支援体制の整備	複雑化・複合化した生活課題の解決に向け、多機関が連携・協働して支援します。	地域共生推進課
福祉医療費給付金の支給	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者の医療費の負担を軽減するため、福祉医療費給付金を支給します。	福祉支援課
障がい者の福祉に関する相談	障がい者やそのご家族等からの福祉サービス等の利用方法や相談等に対応します。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	福祉支援課
犯罪により障がい者となった場合についての案内	特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の説明と手続きを案内します。	福祉支援課
障がい者手帳の取得手続き案内	障がい者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを案内します。	福祉支援課
自立支援医療（精神通院）について 手続き案内	精神科に継続して通院する場合の費用の一部を公費負担する制度の説明と手続きを案内します。	福祉支援課
生活保護に関する相談	生活保護や生活困窮にかかる相談支援を行います。	福祉支援課

高齢者の福祉に関する相談	高齢者の介護をはじめ各種福祉サービスの利用方法や高齢者虐待を含む相談等に対応します。	介護保険課
要介護（要支援）認定申請	申請窓口は介護保険課ですが、本人や家族が申請できない場合は、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーが申請の代行をおこないます。	介護保険課
介護保険料に関する相談	介護保険料（普通徴収）の納付が困難な方に対し、分割納付等の相談に応じます。	介護保険課
状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	対象者の状況に応じて、地域包括支援センターの職員と関係部署の職員が連携し、相談・訪問等の支援を行います。	介護保険課
身体的・精神的な健康の不安や不調に関する相談支援	被害者本人やその家族等の心身の不安や不調に対して、相談支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	健康づくり課
子育て短期支援事業	保護者の病気や妊娠出産、同居家族の看病、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育します。（7日以内）	こども未来課
児童相談所と連携した子どもの養育相談	18歳未満の子どもに関する専門の相談機関である児童相談所と連携・協働し、子どもの健やかな育ちのための相談支援を行います。	こども未来課
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談支援を行うとともに、関係機関等と連携し、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	こども未来課
教育支援センターによる支援	教育支援センターが、学校に行きにくい、行けない状態が続いている小中学生一人ひとりに寄り添いながら、学校やフリースクールなどの多様な学びの場と連携し、社会的な自立につながる支援を行います。	学校教育課
児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒についてスクールカウンセラーによる相談支援を行います。	学校教育課
女性相談事業	相談、住宅支援、就労支援など関係機関と連携して対応します。	社会教育 スポーツ課

3 日常生活の支援（第13条関係）

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、普段行えていた日常生活の営みが困難になります。それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

取組項目	内 容	担当課等
家事・育児・介護の支援	以下のサービスを利用する場合に、費用を助成します。 家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など 育児援助：保育、保育園・幼稚園の送迎など 介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助など	市民課
配食の支援	外出が困難となり食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用を助成します。	市民課
一時保育の支援	就学前の子の家庭での保育に支援が生じた場合に利用する一時的な保育の費用を助成します。	市民課
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。	市民課
カウンセリング等の支援	犯罪被害により精神的な被害の軽減又は回復のために、公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合に要する経費を支援します。	市民課
報道対応の支援	報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用を助成します。	市民課
弁護士相談の支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用を助成します。	市民課
ファミリーサポート事業	育児支援が必要な家庭に対し、支援会員が有償で支援をします。	子育て支援センター
要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	必要なサービス提供のために、要介護認定者のケアプランはケアマネージャーが作成します。要支援認定者のケアプランは地域包括支援センター職員又はケアマネージャーが作成します。	介護保険課
市内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談・職業紹介	ハローワーク等とも連携し、就職支援員による相談を通じて状況に応じた就労支援を行います。	商工課

職場（商工業者）に対する啓発	市内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に協力します。	商工課
各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介など	チラシの配布、相談窓口の紹介などを行います。	商工課

4 居住の安定（第15条関係）

犯罪被害者等が、犯罪被害や二次被害、再被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るための支援を行います。

取組項目	内 容	担当課等
転居費用の支援 【再掲】	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。	市民課
市営住宅への入居	市営住宅への入居要件を緩和します。	建築住宅課
住居確保給付金の支給	生活就労支援センター「まいさぼ塩尻」と連携し、離職自営業の廃業、又はこれらと同等の状態に陥ったことにより、経済的に困窮し、住宅を喪失した又は喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）を支給します。	福祉支援課

5 経済的負担の軽減（第12条関係）

犯罪被害者等は、被害を受けることにより様々な経済的負担を強いられるため、その負担の増大を軽減することができるよう、見舞金を給付します。また、利用可能な経済的支援制度に関する情報提供や助言を行います。

取組項目	内 容	担当課等
犯罪被害者等見舞金の支給	被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族見舞金、重症病見舞金を支給します。	市民課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給します。	市民課
県民交通災害共済による見舞金の支給	県民交通災害共済に加入し、自動車バイク等の交通事故による災害を受けた場合、入通院の日数、障がいの程度遺児の有無により見舞金を支給します。	地域づくり課

生活困窮者自立支援	生活就労支援センター「まいさぼ塩尻」と連携し、失業病気・けが、家族の介護などで多種多様な問題を抱え、生活に困窮している方に対し、個々の相談者の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげるなど、問題解決に向けた相談支援を行います。	福祉支援課
児童扶養手当	要件に該当するひとり親家庭等で子どもを養育する方に支給します。	こども未来課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者へ、給食費や学用品費等の一部を援助します。	学校教育課

6 市民等及び事業者の理解の増進（第17条関係）

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深め、二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

取組項目	内 容	担当課等
犯罪被害者等支援の周知	広報紙や塩尻市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	市民課
学校・地域・職場における啓発 学校における教育	学校教職員を対象とした人権教育研修、地域における人権教育講座、企業を対象とした企業人権教育研修などにおいて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。 学校の道德の授業などの機会に、相手の立場に立って考え行動することの大切さや情報モラル等の教育を実施します。	社会教育 スポーツ課 企画課 学校教育課

7 民間支援団体に対する支援（第18条関係）

民間支援団体は、被害者等支援において重要な役割を果たしています。民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう安定した財政基盤の確立に向けた支援を行います。

早期援助団体への財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「認定特定非営利法人長野犯罪被害者支援センター」に財政的支援を行います。	市民課
--------------	--	-----

